

認証およびハーグアポステイユ

認証とは署名の真正性および文書に署名した当局の権限を確認することにより、外国の公文書に有効性を与える手続きです。認証は文書の内容そのものを証明するものではありません。

ハーグ・アポステイユは、認証と同じ目的を持つより簡素化された手続きであり、1961年10月5日の「外国公文書の認証要件を不要とする条約」の[締約国](#)間で適用されます。

原則として、特定の規定によりこの義務が免除される場合を除き、スペイン国内で有効とするためにはすべての外国の公文書に領事認証またはアポステイユが必要であり、海外で有効とするためにはすべてのスペインの公文書に領事認証またはアポステイユが必要です。

認められるのは、認証またはアポステイユが施された原本（または原本を発行した同一機関が発行した正本）のみである。認証またはアポステイユが施されたコピーは、原本の代わりにはならない。

認証またはアポステイユに有効期限はないが、文書自体に有効期限がある場合は認証またはアポステイユも同様にその有効期限が適用される。

領事館における外国文書の認証

窓口受付時間は月曜日から金曜日、9:00 から 13:00 までです。

- [事前予約](#)が必要です。

領事館が発行した書類の認証

大使館および領事館が発行した書類には、アポステイーユを付けることはできません。

外国文書のアポステイーユ

日本は 1961 年のハーグ条約署名国の一つです。

ハーグアポステイーユの発行は、文書を発行する国の当局の専属権限です。発行国の当局によってアポステイーユが添付された文書については、領事館での追加手続きは一切必要なく、スペインで直接提出することができます。

以下のリンクから、外国の公文書の認証要件を不要とする 1961 年 10 月 5 日の条約の条文、ならびに締約国のリストおよび各国におけるアポステイーユ発行の管轄当局を確認することができます：

<https://www.hcch.net/es/instruments/conventions/full-text/?cid=41>

スペインの公文書の認証またはアポステイーユ

スペイン当局が発行した公文書の認証またはアポステイーユの手続きに関する情報は、外務・欧州連合・協力省の[ウェブサイト](#)で確認することができます。

領事部では、スペイン国内で発行された公文書の認証やアポステイーユは行いません。